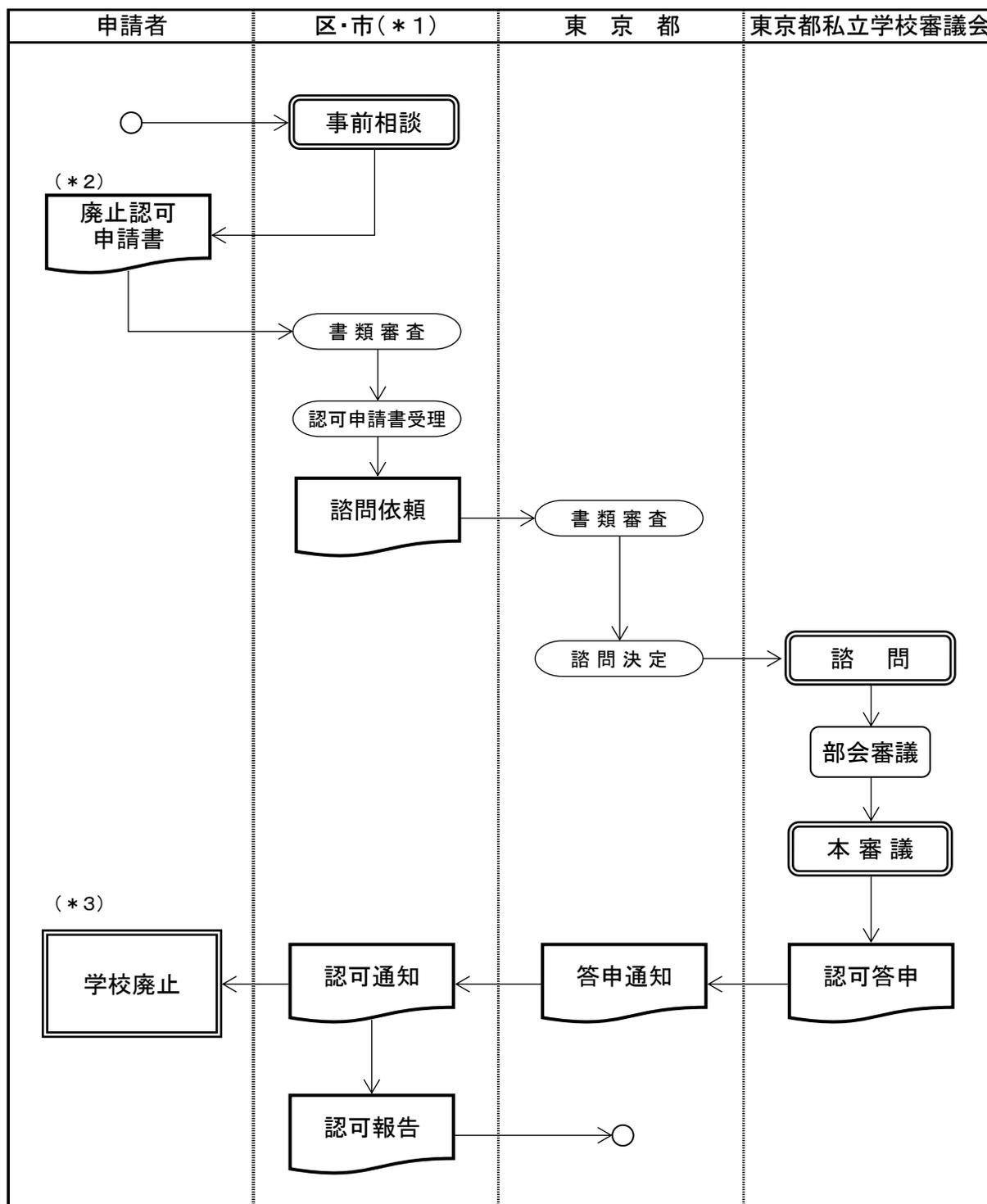


学校の廃止認可の手続き



(\*1) 東京都知事所轄校は、区・市で行う事務手続を東京都が行う。

【東京都知事所轄校…①市に設置する教員免許、資格免許の認定又は指定のある専修・各種学校、  
②区・市に設置する外国人学校、③町村に設置する専修・各種学校】

(\*2) 専修・各種学校の廃止申請は、随時受け付ける。ただし、通常は、在籍者の全員卒業を確認してからの申請となる。

(\*3) 校地校舎の処置(売却等)は廃止認可後に行う。